

## 消費税率引き上げに伴う賃料変更手続きについてのご案内

2014年4月からの消費税率引き上げにより、保証契約中の物件においても賃料等の変更があることかと存じます。弊社では、保証契約書記載の費目にかかる増税分については無償で保証させていただきますが、月額保証額の更新処理のため、事前に賃料変更申請のお手続きをしていただく必要があります。お手続きについては、いくつか手段をご用意しており、それぞれ下記のとおりとなります。

### 【お手続き方法】

#### (1) 書面での申請

##### ① 「消費増税に伴う賃料変更申請書」(2013年12月19日から受付)

消費増税に伴う賃料変更の申請にあたって、専用書面をご用意いたしました。対象となる契約情報および消費税率引上げ前後の金額をご記入のうえ、ご提出ください。

消費増税に関係しない賃料変更については、従来の「契約変更届」によるお手続きが必要です。

##### ② 「事故報告書」(2014年4月1日から受付)

「消費増税に伴う賃料変更申請欄」を設けた事故報告書を準備中です。この書面を利用することで、事故報告と同時に消費増税に伴う賃料変更を申請いただくことが可能です。

#### (2) 取扱店業務支援システムでの申請

##### ① 新設メニュー「消費増税申請」(2013年12月19日から受付)

消費増税に伴う賃料変更申請の専用メニュー「消費増税申請」を設けました。この機能をご利用いただきますと、PC画面上で、簡便にお手続きを済ませることができます。

##### ② 集金代行メニューの「請求情報確認」(初回の確認期間：2014年3月10日～3月14日)

個別送金型の集金代行サービスをご利用中のお客様については、集金代行メニューの「請求情報確認」から、消費増税に伴う賃料変更申請を行っていただけます。請求情報確認期間内に、変更後の金額を登録していただくことで、請求額の変更と同時に消費増税に伴う賃料変更を申請することができます。

※事前に申請される場合は、(2)①の手段で手続きを済ませておくことも可能です。

##### ③ 事故報告(2014年4月1日から受付)

事故報告メニュー内に「消費増税に伴う賃料変更申請欄」を設けます。滞納内容の登録と同時に申請いただくことが可能です。

手続きの詳細内容やご不明点については、弊社営業担当までお問い合わせください。

---

### 「集金代行サービスの口座振替手数料」について

集金代行サービスの口座振替手数料については、口座振替発生日における税率にて、ご請求させていただきます。

例) 口座振替手数料が300円(税抜き)の場合

- ・2014年3月27日振替分 ⇒ 315円(税率5%)
- ・2014年4月28日振替分 ⇒ 324円(税率8%)